

岩手高教組情報

通算 1480 号

No. 9

2018年
12月20日(木)



岩手県高等学校教職員組合 〒020-0883 盛岡市志家町11番13号 高校教育会館内
TEL 019-624-5227 FAX 019-653-2285 E-mail:iwako@jtu-iwako.jp
岩手高教組機関誌 発行/情宣部 印刷/杜陵プリント社

- 差額支給 ●第222回中央委員会 ●学校にも働き方改革の風を ●シリーズおさらいしましょう ●高教組結成70年祝う会参加募集
- 各支部学習会・フードバンク岩手 ●ほっとぶるじょくと・学校図書館担当者集会 ●喜怒哀楽 ●シリーズ高教組70年

県議会 改正給与条例可決

2018
給与改定

差額支給は12月27日

県人事委員会は月例給、一時金（0.1月分）ともに5年連続となる引き上げを勧告しました。勧告を受け県議会は、12月議会最終日の12月13日に給与条例の改正について可決し確定しました。4月に遡及して適用とし、このことに伴う差額支給は12月27日に行われます。

昨年0.05月分一時金の引き上げと月例給の差額支給であったため、昨年より支給金額が多くなります。

大型はがき行動、総決起集会、県庁座り込み等、組合員一人ひとりのとりくみが年内支給に結びつきました。

宿日直手当 引き上げ！

給与条例の改正により、宿日直手当について200円引き上げとなりました。2018年4月に遡っての実施で差額が支給されます。

| | |
|-------------------|--------|
| ・盛農等・特別支援学校の舎監 | 7,400円 |
| ・寄宿舍指導員・農場当直・舎監当直 | 6,100円 |
| ・動植物管理当直・国際航海船舶当直 | 5,300円 |
| ・一般当直 | 4,400円 |

特割（特別の週休日および勤務時間の割り振り） 適用拡大！

定期交渉において、これまでの修学旅行等の振替の「特割」に加え、特別支援学校の寄宿舍舎監による宿直業務に対して4時間を特割の対象とすることを獲得しました。また朝の通学指導、夜等の校外巡回指導、校内でのPTA活動を特割対象とし、12月中に各校へ文書を発出し、1月から実施予定であることを確認しました。しかし、舎監については高校・農場の宿直業務に関しては対象になっていません。また、PTAや巡回指導等もすべての業務が対象ではないため、今後交渉を継続していきます。

割り振りについては、これまでの特割と同じで、対象業務を行う日を含む4週間以内（始まりは日曜）となっています。